

記入例・子（扶養手当あり、認定年度末の到達年齢 18 歳以下、収入なし）の場合

被扶養者申告書のみ提出

※18 歳以上の者や収入（遺族・障害年金を含む）がある者は「扶養事実申立書Ⅱ」も必要

## 被扶養者申告書（認定）

〔 一般等 ・ 短期 ・ 任意継続 〕

本枠内に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、所属所の共済組合事務担当課へ提出してください。  
退職後、任意継続組合員となっている方が申請する場合は、共済組合へ直接提出（郵送）してください。

山口県市町村職員共済組合理事長 様		所属機関名	〇 〇 市	
下記の者について、被扶養者の認定を申告します。 被扶養者の収入の詳細及び他の扶養義務者の状況は別紙「扶養事実申立書」のとおりです。 これらの記入内容に重大な誤りがあったことにより被扶養者資格取消となることが認定後に判明したときは、速やかに取消手続きを行います。		組合員等 記号・番号	△△△-△△△△	
		組合員氏名	山 口 共 済	
		組合員住所	〒△△△-△△△△ 〇〇市〇〇町△△丁目△番	
申告日	令和△△年 △△月 △△日	標準報酬 月額	△△△, △△△円	
被扶養者認定を希望する者（認定対象者）について、詳細を記入または該当項目に○を付してください				
認定対象者氏名	ふりがな やまぐち ふようこ 山口 扶養子	個人番号は 別添「個人番号 申告票」の とおり	同時に申告書を提出する人数 全 3 人中 2 人目	
生年月日等	昭和・平成・令和 △△年 4 月 1 日（ 0 歳）	男・女	女	
組合員との続柄	①配偶者 ②子 ③養子 ④実父母 ⑤養父母 ⑥孫 ⑦祖父母 ⑧兄弟 ⑨弟妹	⑩配偶者の子 ⑪配偶者の親 ⑫その他（ ）		
住民票の状況	A. 組合員と同一世帯 B. 組合員と別世帯	※続柄⑩～⑫の者は、組合員と同一世帯かつ 同一住所で同居の場合のみ認定可能		
居住等の実態	C. 組合員と同一住所で同居している D. 組合員と別居だが、組合員の仕送りにより生計を維持している。（別居住所・仕送り額を記入） （別居住所）〒			仕送り月額 万円
	現在の職業	なし	直近の 健康保険	E. 健康保険、共済組合、任意継続 F. 家族の健康保険等の被扶養者 G. 市町村の国民健康保険 H. その他（
年間収入の 推計額	0 万円	出生の場合、前の健康保 険はないので記入不要		
被扶養者の要件を備えるに至った日及びその理由	令和△△年 4 月 1 日 出生のため マイナンバーは後日提出	個人番号未交付等で、個人番号申告票の提出が後日になる場合は、その旨を記入してください		※共済組合使用欄 11. 組合員の資格取得 12. 出生 13. 婚姻 14. 無職・無収入 15. 収入の減少 16. 失業給付満了 17. 同居 19. その他  (家族種別) 大学 短大 無職 パート 専門学校 雇制限 雇延長 高専 年金 事業 障害年金 その他（ ）
「扶養事実申立書Ⅰ、Ⅱ」の提出（該当に○）		「Ⅰ」	「Ⅱ」	なし
所属所受付日	所属所給与事務担当者の証明	証明者 担当者署名等	年 月 日認定	
所属所受付印	上記の者に対する扶養手当の支給 あり ・ なし	上記及び別紙「扶養事実申立書」の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和△△年 △△月 △△日 職名 〇〇市長 所属所長 氏名 〇 〇 〇 〇		
※共済組合受付				

- 1 組合員等記号・番号が不明なため該当欄に記入できない場合は、共済組合が定める「個人番号申告票」の添付に代えることができます。
- 2 被扶養者の要件を備えるに至った日を含め 30 日以内に申告してください。要件等については、「共済組合ガイドブック」を御覧ください。
- 3 「個人番号申告票」の添付について、出生時等で個人番号が未付番の場合は、「個人番号申告票」のみ後日提出可とします。
- 4 「扶養事実申立書Ⅰ」は、次のいずれかの者の申告時には提出不要です。組合員の配偶者（続柄①）又は扶養手当の支給対象となっている者
- 5 「扶養事実申立書Ⅱ」は、次の条件を全て満たす者の申告時には提出不要です。  
扶養手当の支給対象となっている子又は養子（続柄②又は③）のうち、認定日の属する年度の到達年齢が 18 歳以下の者で、収入がない者
- 6 認定対象者が組合員の配偶者（20 歳以上 60 歳未満）の場合、「国民年金第 3 号被保険者関係届」及び基礎年金番号の写しを添付してください。
- 7 その他の添付書類は続柄・認定事由・扶養手当の有無等によって異なります。詳細は、所属所の共済組合事務担当課又は共済組合へお尋ねいただくか、共済組合ホームページ・各種請求用紙の「被扶養者認定時の提出書類」で御確認ください。

※任意継続は  
証明不要